

市町村合併に伴う法人市民税申告の手引き

平成 2 0 年 4 月 1 日

村 上 市 市 民 部 税 務 課

はじめに

荒川町・朝日村及び山北町にある事務所又は事業所に限り、法人市民税の法人税割額を平成22年3月31日までに終了する事業年度分まで不均一課税を実施します。

平成20年4月1日に、村上市・荒川町・神林村・朝日村及び山北町（以下「旧市町村」といいます。）は、新設合併により「(新)村上市（以下「新市」といいます。）」となります。

市町村合併に際しては、合併関係市町村相互間での市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、住民に不均衡な負担感を生じさせる場合があります。

このような場合には、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という）第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができます。

村上市と神林村の法人税割は、制限税率（標準税率×1.2）を採用していますが、荒川町・朝日村及び山北町は標準税率を採用していることから、現行税率の市町村格差と新市における負担公平性を確保したうえで、法人市民税の税率を協議した結果、荒川町・朝日村及び山北町にある事務所または事業所に限り、法人市民税の法人税割額を平成22年3月31日までに終了する事業年度分まで不均一課税を実施することになりました。

法人税割の税率

旧市町村名		村上市	神林村	荒川町	朝日村	山北町
旧税率		14.7%		12.3%		
新税率	平成22年3月31日までに終了する事業年度の申告まで	14.7%		12.3%		
	平成22年4月1日以降に終了する事業年度の申告から	14.7%				

申告方法

1. 確定申告

平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度に係る確定申告については、旧市町村ごとに作成して、新市宛に提出願います。

・法人税割額

従来どおりの計算方法で申告していただきますが、「旧村上市及び旧神林村」と「旧荒川町・旧朝日村及び旧山北町」の両方に事業所（事務所）を有する法人は、不均一課税になりますので「不均一課税の法人税割計算書」（別紙 1）を添付してください。

・均等割額

旧市町村は、合併により合併前日（平成 20 年 3 月 31 日）で消滅したものとみなされます。したがって事業年度の途中に合併日が含まれる場合、旧市町村内に有していた事業所（事務所）も平成 20 年 3 月 31 日付に廃止されたものとみなして月割計算を行い、各旧市町村分と新市分を合算し、「申告明細書」（別紙 2）を添付して申告してください。

なお、均等割月数に 1 ヶ月未満の端数があるときは切り捨てて計算しますが、切り捨てると 0 月になる場合は 1 ヶ月としてください。また、従業者数の判定基準日は、旧市町村分が平成 20 年 3 月 31 日、新市分が事業年度末日となります。

2. 予定申告

平成 20 年 3 月 31 日までの算定期間に係る予定申告については、旧市町村ごとに作成して、新市宛に提出願います。

・法人税割額

従来どおりの計算方法によりますが、旧市町村のうち 2 以上の区域に事業所（事務所）を有する場合は、各旧市町村分の前事業年度の法人税割額の合計額に基づいて計算してください。

・均等割額

事業年度末日が平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに含まれる場合、予定申告の算定期間の途中に合併日が含まれるため、確定申告と同様に、旧市町村内に有していた事業所（事務所）が合併の前日である平成 20 年 3 月 31 日付で廃止されたものとみなして月割計算を行い、各旧市町村分と新市分を合算し、「申告明細書」（別紙 3）を添付してください。

均等割月数の算出については確定申告と同様です。なお、従業者数の判定基準日は、旧市町村分が平成 20 年 3 月 31 日、新市分は算定期間末日（事業年度開始の日から 6 ヶ月を経過した日の前日）が、それぞれ判定基準日となります。

平成 20 年 3 月 31 日までの算定期間に係る予定申告については、旧市町村ごとに作成して、新市宛に提出願います。

3. 中間申告

事業年度末日が平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに含まれる場合、算定期間の途中に合併日が含まれるため、確定申告と同様に、各旧市町村分と新市分を合算し、「申告明細書」（別紙 2）を添付してください。

均等割月数の算出については確定申告と同様です。なお、従業者数は、旧市町村分が平成 20 年 3 月 31 日、新市分は算定期間末日が、それぞれ判定基準日となります。

4. 修正申告

合併の前日である平成 20 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度分については、旧市町村ごとに別々の申告書を用いて申告し、新市宛に提出してください。なお、この場合、申告明細書は不要です。

また、合併日の平成 20 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度分については、確定申告と同様の条件により「不均一課税の法人税割計算書」(別紙 1)「申告明細書」(別紙 2)の添付をお願いします。

その他

1. 法人番号

合併に伴い、法人番号が変更になっています。法人番号は申告書右上に記載されている番号をご使用ください。

2. 申告書の提出先

○持参の場合 本庁または各支所(各旧町村役場)のいずれかに提出してください。

○郵送の場合 新市宛てに、下記住所まで送付してください。

〒958-8501 村上市三之町 1 番 1 号

村上市役所 市民部税務課 市民税係

TEL 0254-53-2111 内線 221、222

「別紙 1～3」の様式は村上市ホームページ(<http://www.city.murakami.lg.jp>)からダウンロードできます。

〒958-8501

村上市三之町 1 番 1 号

村上市役所 市民部税務課 市民税係

0254-53-2111 (内線 221)

支所：荒川支所 市民生活課 税務係 (0254)62-3101

神林支所 市民生活課 税務係 (0254)66-6111

朝日支所 市民生活課 税務係 (0254)72-0111

山北支所 市民生活課 税務係 (0254)77-3111

Q&A

市町村合併後の不均一課税期間内に、荒川町・朝日村・山北町に新しく会社を設立（支店の場合は設置）しようと思っておりますが、適用される法人税割の税率はどのようなのでしょうか？

平成 22 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで、12.3%の税率が適用されます。

市町村合併日以前から荒川町に事務所（事業所）を有する単独法人ですが、市町村合併以後の不均一課税期間内に、村上市に支店を設置しました。この場合、荒川町と村上市の事務所（事業所）に適用される税率はどのようなのでしょうか？

荒川町の手続きについては、平成 22 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで、12.3%の税率が適用されますが、村上市の手続きについては設置日から 14.7%の税率が適用になります。

なお、不均一課税の分割法人となるため、確定申告時には「不均一課税の法人税割計算書」（別紙 1）の提出が必要となります。

市町村合併日において村上市と山北町にそれぞれ事務所（事業所）を有する分割法人ですが、平成 20 年 5 月 31 日を事業年度末日としており、平成 20 年 7 月 31 日までに村上市に法人市民税の確定申告を行います。その際に、均等割と同様に法人税割についても月割計算を行う必要があるのでしょうか？

法人税割に関しては、均等割のように市町村合併日の前後で月割計算を行わず、あくまで事業年度の末日現在における法人税額に税率を掛けて算定します。

なお、不均一課税の分割法人となるため、確定申告時には「不均一課税の法人税割計算書」（別紙 1）の提出が必要となります。

予定申告における税額の計算例

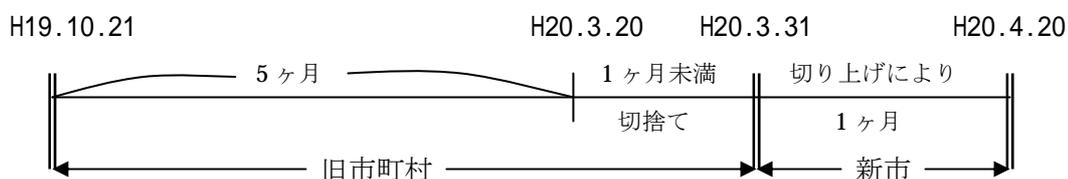
【例6】旧市町村のいずれか1区域にのみ事業所等を有する法人の場合

- 事業年度 平成19年10月21日～平成20年10月20日
- 資本金の金額 1,000万円
- 従業者数 (平成20年3月31日現在) 旧市町村 20人
(平成20年4月20日現在) 新市 20人
- 前事業年度の法人税割額 300,000円

《法人税割額》

$$300,000 \text{ 円 (前事業年度の法人税割額)} \times 6 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 150,000 \text{ 円}$$

《均等割額》



旧市町村分 50,000円 (均等割年額) × 5ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 20,800円 …… ①

新市分 50,000円 (均等割年額) × 1ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 4,100円 …… ②

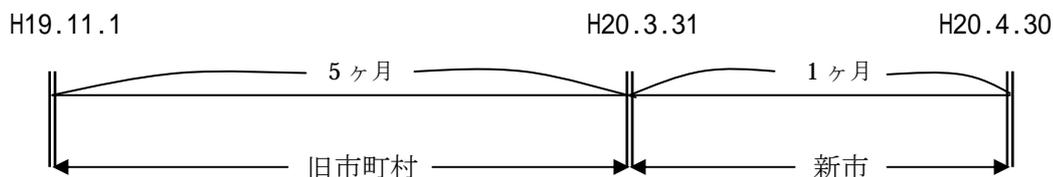
①+② = 20,800円 + 4,100円 = 24,900円

【例7】旧市町村のうち2以上の区域に事業所等を有する法人の場合(旧村上市と旧山北町の例)

- 事業年度 平成19年11月1日～平成20年10月31日
- 資本金の金額 1,000万円
- 従業者数 (平成20年3月31日現在) 旧村上市 40人、旧山北町 20人
(平成20年4月30日現在) 新市 60人
- 前事業年度の法人税割額 旧村上市 200,000円、旧山北町 100,000円

《法人税割額》

$$(200,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) \text{ (前事業年度の法人税割額)} \times 6 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 150,000 \text{ 円}$$



《均等割額》

旧村上市分 50,000円 (均等割年額) × 5ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 20,800円 …… ①

旧山北町分 50,000円 (均等割年額) × 5ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 20,800円 …… ②

新市分 120,000円 (均等割年額) × 1ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 10,000円 …… ③

①+②+③ = 20,800円 + 20,800円 + 10,000円 = 51,600円

確定・中間・修正申告用

確定、修正申告の事業年度及び中間申告の算定期間の途中に合併日（平成20年4月1日）が含まれる場合は、この申告明細書を申告書に添付して提出してください。

法人名	株式会社 △△商事	法人番号	00123456
		事業年度	平成19年10月1日から 平成20年9月30日まで

1. 法人税割額の明細

法人税割額の既納付額	旧村上市分	0円
	旧荒川町分	0円
	旧神林村分	0円
	旧朝日村分	0円
	旧山北町分	0円
	新村上市分	0円
合計＝確定申告書⑪の欄		0円

2. 均等割額の明細

		均等割の税率適用区分 に用いる従業者数 (平成20年3月31日現在)	均等割 月数	均等割年額	均等割額 (100円未満切捨)
旧市町村分	旧村上市分	55人	6月	120,000円	60,000円
	旧荒川町分	25人	6月	50,000円	25,000円
	旧神林村分	人	月	,000円	00円
	旧朝日村分	人	月	,000円	00円
	旧山北町分	人	月	,000円	00円
(新)村上市分 ※旧市町村の合計ではありません。		事業年度末日現在 (確定申告書⑬の欄) 82人	6月	120,000円	60,000円
					(確定申告書⑮の欄) 合計 145,000円

【記入上の注意】

- 各旧市町村分の均等割額 均等割年額×均等割月数÷12＝均等割額（100円未満切捨）
- 各旧市町村の均等割月数は、平成20年3月31日（合併の前日）までの月数となります。
- 村上市（新）の均等割月数は、平成20年4月1日（合併日）から事業年度末までの月数となります。
- 中間申告の場合は、表中の「事業年度末日」を「算定期間末日」と読み替えてご記入ください。

予定申告用

予定申告の算定期間の途中に合併日（平成20年4月1日）が含まれる場合は、この申告明細書を申告書に添付して提出してください。

法人名	株式会社 ○○製作所	法人番号	00654321
		事業年度	平成19年11月1日から 平成20年10月31日まで

1. 法人税割額の明細

		前事業年度の 法人税割額 ①	予定申告額 ② (①×6) ÷ 前事業年度の月数
法人税割額の明細	旧村上市分	200,000 円	100,000 円
	旧荒川町分	円	円
	旧神林村分	円	円
	旧朝日村分	円	円
	旧山北町分	100,000 円	50,000 円
	新村上市分	円	円
合計＝予定申告書①、②の欄		300,000 円	150,000 円

2. 均等割額の明細

	均等割の税率適用区分 に用いる従業者数 (平成20年3月31日現在)	均等割 月数	均等割年額	均等割額 (100円未満切捨)	
旧市町村分	旧村上市分	40人	5月	50,000 円	20,800 円
	旧荒川町分	人	月	,000 円	00 円
	旧神林村分	人	月	,000 円	00 円
	旧朝日村分	人	月	,000 円	00 円
	旧山北町分	20人	5月	50,000 円	20,800 円
(新) 村上市分 ※旧市町村の合計ではありません。	算定期間末日現在 (予定申告書⑧の欄) 60人	1月	120,000 円	10,000 円	
				(予定申告書⑧の欄) 合計 51,600 円	

【記入上の注意】

○各旧市町村分の均等割額 均等割年額×均等割月数÷12＝均等割額（100円未満切捨て）

○各旧市町村の均等割月数は、平成20年3月31日（合併の前日）までの月数となります。

○村上市（新）の均等割月数は、平成20年4月1日（合併日）から算定期間末日までの月数となります